

## 会議録（公開部分）

会議名	平成28年度第6回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務開始届（人事課）</li> <li>・障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務開始届（障がい者支援課）</li> <li>・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務の事務変更届（障がい者支援課）</li> <li>・罹災者の市営住宅の一時使用許可事務の事務開始届（営繕課）</li> <li>・指定ごみ袋引換券の在り方を検討するための農家組合長に対するアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告（清掃計画課）</li> </ul> <p>2 質問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について</li> </ul>
日時	平成28年11月29日（火）午前9時3分から午前11時まで
場所	市役所5階 511・512会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、松本 純子、飯野 きみ子
事務局	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聰（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）、佐賀 忠（総務部次長兼人事課長）、小林 智彦（障がい者支援課長）、蟠原 芳幸（障がい者支援課相談支援係長）、松本 和博（営繕課長補佐）、会田 洋一（営繕課市営住宅係長）、皆川 賢一（清掃計画課長補佐）、山崎 正幸（清掃計画課ごみ減量係長）</p> <p>事務局 川島 信良（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聰（総務課長補佐兼文書法規係長）、日下部 安孝（総務課主査）</p>
傍聴者	5名
議事	
平成28年度第6回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。	
1 個人情報取扱事務について（公開）	
審議依頼事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務開始届（人事課）</li> <li>・職員による障がいを理由とする差別に関する相談事務について担当者から報告</li> </ul>	

及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 今までこのようなケースはどう扱っていたのか。

佐賀次長 今まで区分けがなく、通常の市民からの相談として扱っていました。

遠藤委員 今までほとんど例がなかったのか

佐賀次長 差別としての相談はありませんでした。

遠藤委員 相談の記録票の一枚目に、概要や担当課、内容について書くのか。二

枚目の対応内容には、人事課の対応内容、担当課、担当者を書くものか。

佐賀次長 そのとおりです。

遠藤委員 別に「障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務開始届」が出  
ているが、どういう関係があるのか。

佐賀次長 人事課のものは職員からの差別に関する相談、障がい者支援課のもの  
は職員以外からものに対する相談となります。

遠藤委員 職員に関する相談なのに、障がい者支援課へ行ってしまったらどうす  
るのか。人事課へ案件を回すことになるのか。

佐賀次長 障がい者支援課との連携を取り解決を図っているため、そういったこ  
とになります。

遠藤委員 市民への広報はどうするのか。

佐賀次長 12月1日に相談の流れを盛り込んだ差別対応要領を作成する予定で、  
ホームページで公表する予定です。

秦野委員 対象者の範囲の最後にある「その他のコミュニケーションを支援する  
者」とは、具体的には何か。

佐賀次長 知的障がい、精神障がい、発達障がい等意思の伝達を必要とするとき  
に支援する者です。

秦野委員 「支援者」とは違うのか。

今村副市長 「障がいのある人並びに家族、支援者、介助者及び法定代理人その  
他」の「コミュニケーションを支援する者」というものですので、前に挙げら  
れたもの以外にいてはいけないというわけではありません。

飯野委員 個人情報の記録項目の②家庭生活のその他にマークがついているが、  
これは支援者に当たる者のことか。

佐賀次長 おっしゃるとおりです。支援者や同伴者を差します。

松本委員 記録票は市が決めたフォーマットなのか。

佐賀次長 そのとおりです。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、職員による障がいを理由とする差別  
に関する相談事務の事務開始届について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

・障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務開始届（障がい者支援課）

障がいを理由とする差別に関する相談事務について担当者から報告及び概要の

説明を受けた。

秦野委員 「手紙、電話その他意思疎通ができるよう配慮する」とあるが、そういった方法でも相談を行えるということか。

小林課長 そうです。様々な障がいをお持ちの方がいらっしゃいますので、窓口に来られない方でも相談できるような体制を探っています。

松本委員 別紙に「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」とあり、事務届出書の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と異なっているが、別の法律ということか。

小林課長 事務開始届出書の「推進」が正しい表記となりますので、別紙の「促進」は「推進」に修正します。

飯野委員 個人情報の記録項目⑥経済状況の公的扶助にマークがされている理由は何か。

小林課長 生活保護等を受けている場合の確認となります。

須賀会長 事務局から何かあるか。

日下部主査 個人情報の記録項目⑦その他で「障がいを理由とする差別に関する相談の内容」とありますが、相談内容として様々なことを記録します。他の記録項目でチェックしていない項目について話に挙がることもありますので、幅広い情報に関することがこの部分に含まれているということをご理解いただきたいと思います。

今村副市長 現在届出書の様式の見直しもしております。個人情報の記録項目についても確認必須なものと例外的に特定の個人について扱うことがあるものとの区別がついていないので、担当側としてもどこまでチェックすればいいのかという問題があり、場合によってはチェックが漏れる可能性もあるため、今回の見直しに当たっては十分注意すべき点であると思います。今回、見直し前の様式ですので、今回このように書かせていただきました。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、障がいを理由とする差別に関する相談事務の事務変更届について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務の事務開始届（障がい者支援課）

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

遠藤委員 現在の届出担当課は障がい者支援課となっており、以前は社会福祉課となっているが、これは同じ組織なのか。

小林課長 基本的に同じです。社会福祉課の一部が障がい者福祉課となり、取り扱っている業務は同じとなります。

今村副市長 平成27年4月に組織の見直しが行われ、従前の社会福祉課の業務

のうち生活保護に関するることは生活支援課に、障がい者に関することは障がい者支援課に分けられました。組織の改正があった際に、従前の課から新規の課に業務が移行した旨の届出はすべきかと考えております。今後は、そのような整理もさせていただきます。

松本委員 自立支援協議会が先にあり、その後障がい者差別解消支援地域協議会が発足し、その二つを一緒にしてできたものと考えてよいか。

小林課長 はい。自立支援協議会に障がい者差別解消地域協議会の機能を追加したものです。

松本委員 自立支援は、障がい者以外の支援もするのか。

今村副市長 自立支援協議会は障害者総合支援法に基づく組織であり、障がい者差別解消支援地域協議会は障害者差別解消法に基づくものです。両者とも障がい者を対象にしているものであり、重なっている部分が多く、団体の委員や事業者、審議事項も重複も多いものであるため、野田市では二つを併せて、特に権利擁護などを追加し、委員も若干増員し両方の役割を担う形にして合理化を図っています。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営事務の事務開始届について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

・罹災者の市営住宅の一時使用許可事務の事務開始届（営繕課）

罹災者の市営住宅の一時使用許可事務について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

松本委員 口座等の記録項目はどこに入るのか。

日下部主査 事務開始届出書の裏面にあります「個々の状況に応じて収集・記録する項目」に、記載しております。

川島部長 還付が生じた場合に口座を伺います。契約書につきましても、住宅の新築や修繕といった時に確認のため提出いただくものです。事務開始届出書は常に収集する項目で、裏面は個々の状況により収集するものです。

今村副市長 基本的には無料ですが、家を新築する、住居を探すとの理由で無償の期間を延長するのですが、それを超えて延長したい場合は、1年以内を限度に延長し、その期間の使用料を徴収するというものであるので、使用料の徴収は例外的なものとなります。

松本委員 使用料の引落し口座の情報はどの項目に当たるのか。

川島部長 使用料については現金で納付していただきます。

飯野委員 別紙の一時使用許可事務の8番に退去検査とあるがどのようなものか。

会田係長 使用された部屋が原状回復されているか確認するものです。

飯野委員 例えば一部破損が見られる場合はどうするのか。

会田係長 今までに該当事例がありませんが、そのような場合は退去者に一部負

担していただくことになる可能性があります。

遠藤委員 事務局への提案だが、2枚目に個々の状況に応じて収集・記録する項目があると分かりづらい。表面の個人情報の記録項目の⑦その他に入れることはできないか。

今村副市長 先ほど申し上げたとおり、チェックの項目を見直さなくてはいけません。これは、市民にとっても職員にとっても分かりやすいものでなければ正しいものが出来ません。その両方を考えた様式にしなければいけないと考えています。遠藤委員のおっしゃったことについても考えていただきたいと思います。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、罹災者の市営住宅の一時使用許可事務の事務開始届について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

・指定ごみ袋引換券の在り方を検討するための農家組合長に対するアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告（清掃計画課）

指定ごみ袋引換券の在り方を検討するための農家組合長に対するアンケート調査に係る個人情報目的外利用について担当者から報告及び概要の説明を受けた。

須賀会長 これは農家組合長のみの情報か。

皆川補佐 農家組合長171世帯に対して実施いたしました。

秦野委員 一般家庭と違いが出るのは農家だけと考えているのか。

皆川補佐 平成27年度の実績では、1世帯当たりの指定ごみ袋の引換状況は約93枚でした。農家では畑や裏庭に捨てたり、コンポストを利用したりすることであまりごみを出していないという御意見がありました。そのため、全世帯から農家を引いた調査が必要と考え、今回農家の調査をいたしました。

須賀会長 このアンケートの保存期間は、1回で処分となるのか。

皆川補佐 今回の集計は終わっておりますので、処分となります。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ、指定ごみ袋引換券の在り方を検討するための農家組合長に対するアンケート調査に係る個人情報目的外利用報告書について承認することでよろしいか。

(異議無し。)

## 2 個人情報保護制度の運用の見直しについて

個人情報保護制度の運用の見直しについて総務課の担当者から説明を受けた。

遠藤委員 この諮問の動機をもう一度お聞かせ願いたい。

今村副市長 事務上に様々な問題がありました。その一番の問題としては、運用の手引が条例を制定してから見直されていないことです。実際の運用とか離している部分や誤っている部分があると認識しております。事務を適正に行うためには運用の部分がきちんとできていないといけません。開始届等の事務の単位自体がはっきりしない部分があります。どこまでを一つの事務として見るかということも、定義があるものではないので、担当課で判断し

ているところがあり、チェック項目についても同じことが言えます。こちらについては非常に難しい問題であると考えており、まず職員がきちんと認識してやらなければならないこと、市民が見て分かる形で運用しなければならないこととあります。その点で、市だけの意見ではなく、審査会の御意見を頂きたいということで諮詢しております。

遠藤委員 そもそも条文で「公益上特に必要のある」という抽象的な言葉が使われていることは、条例を作成するときにそれ以上細かい規定を設けるのは難しいからそうしたのだと考えられる。そうなると、条例の条項に具体的に入れるのは不可能に近いかもしない。具体例をもって判断していくしかないと考える。

今村副市長 遠藤委員のおっしゃるとおり、事務局でも不可能だと考えています。現行の手引では「特に公益性」を判断する例として、更にもう一度抽象的な例を挙げています。次に手引を作成する際には、まずは職員が運用の手引を理解することが大切であるため、一番ここが重要になると 생각ています。その際、判断材料を把握しているかが重要であるため、想定される情報は収集し、審査会に諮るのが良いと思います。また、事例集も材料として活用し、十分留意して判断していくのが現実的な方法と考えています。

遠藤委員 手引への記載案について、「公益上特に必要であるとき」という言葉をもっと強調した方が良いと思う。「特に必要」があるかという観点から検討しなくてはならないことを、最初に強く出した方が良い。

今村副市長 そのとおりだと思います。

須賀会長 具体的な事例によって若干結論が変わってくるのかもしれない。一概的な規制は難しく、事例ごとの判断しかできないと思う。

今村副市長 「特に」のハードルが下がらないよう、職員がきちんと理解できる表現に改めたいと思います。

秦野委員 市民への周知についての項目は強調して前面に出すべきではないか。そうでないと、次の項目にある「提供に反対する者」が実施されてからでないと分からなくなってしまう。

今村副市長 そもそも同意が必要な事務なのか、周知が必要なのかも最初に判断しなくてはならないと思いますので、きちんと書こうと思います。

遠藤委員 これらの項目の中でも特に重要な項目と、やや優先度の低い項目があると思う。そういう区分けはしなくていいのか。最後から2番目、3番目の項目は非常に重要だと思う。強弱があつてもよいと思う。

今村副市長 考えられるものを列記するよう指示したため、現状順番は考えられていません。職員に認識してもらうことが重要であるため、強調すべき部分は強調したいと思います。

秦野委員 余り項目が多いと焦点がぼける。まず重視すべき点を強調するための

構成を検討してはいかがだろうか。

遠藤委員 情報提供される予定の人の権利についても項目に入れるべきではないか。

今村副市長 入れていきたいと思います。

須賀会長 事務局としては、どうか。

日下部主査 修正点が多いため、改めて次回以降に修正したものを御審議いただきたいと思います。

須賀会長 秦野委員がおっしゃったように、市民に対する説明も重要であるし、市民からの意見もあると思われる。

日下部主査 最終的に手引を作り直した後にパブリック・コメント手続を実施する予定です。

遠藤委員 ほかに予定している検討課題は何があるか。

日下部主査 個人情報の事務開始届出が大きな課題であると考えています。

須賀会長 運用の見直しか。

今村副市長 まずどこまでが独立した事務かという事務の定義について、担当課によって広く分けているもの、狭く分けているものとあるため、見直しの中で考えていかねばなりません。また、先ほども話が出たとおり、チェックについて市民にも職員にも分かりやすくする必要があります。もう一つは変更の手続について、全てをやろうとすると職員に相当の負担がかかってしまうので、良い方法を考えているところです。他団体で問題意識が細かい所までいっている所はない状況であるため、検討には時間が掛かるかもしれません。今後様式を変える必要がありますが、今の届出でも十分でない部分が散見されるため、次回からはとりあえず現在の様式の範囲で、部単位程度で確認し、明らかな漏れや誤りについて変更届を提出してもらい、総務課中心で取りまとめ、それを見ながら見直しを考えていきたいと思います。

須賀会長 ほかに意見はあるか。ないようなので次回以降の継続審議とし、本日の審査会は終了とする。

以上